

第4節 人と自然が調和したまち【自然環境との共生】

《施策体系》

基本施策	施策	個別施策
1. 地球温暖化対策	(1) 温室効果ガス排出量の削減	① 「地球温暖化対策実行計画」の推進
		② 地球温暖化防止活動の情報提供
		③ 「環境基本計画」の見直しと推進
	(2) 省エネ取り組みの促進	① 活動団体の育成
		② 家庭や事業所などでできる環境保全の促進
	(3) 再生可能エネルギーの利用	① 再生可能エネルギー活用の普及
		② 既存の取り組みの展開
2. 循環型社会の形成	(1) ごみ収集・処理体制の充実	① 分別排出、収集、処理の推進
		① ごみ減量化の推進
	(2) 循環型社会形成の推進	② 資源リサイクルの推進
		③ 広域的な取り組みの推進
3. 自然環境の再興と共生	(1) 自然環境の再興	① 環境教育・学習の推進
		② 環境保護・回復の推進
		③ 環境保全型工法の推進
	(2) 自然との共生	① 自然共生社会の推進
4. 生活環境の保全	(1) 緑化・環境美化活動の推進	① 緑化、花いっぱい推進
		② 環境美化の推進
	(2) 公害・不法投棄対策の推進	① 監視と指導、啓発の推進
	(3) 空き家対策の推進	① 空き家対策の推進

1. 地球温暖化対策



◇ 現状と課題

- 地球温暖化に伴う気候変動は世界各地に深刻な被害をもたらしており、温暖化の要因となる温室効果ガスの排出削減は国際的に喫緊の課題となっています。わが国においても、2050年カーボンニュートラル宣言が表明され、エネルギーの安定供給確保・経済成長・脱炭素社会の同時実現をめざすGX（グリーン・トランスフォーメーション）の取り組みを推進しておりますが、令和7年2月には「地球温暖化対策計画」、「第7次エネルギー基本計画」、「GX2040ビジョン」が新たに閣議決定され、脱炭素社会と経済成長の同時実現に向け、GX投資をさらに加速させていくことが示されました。
- 温暖化対策の市の具体的な取り組みを定めた「地球温暖化対策実行計画」では、設備機器の効率的な運用や再生可能エネルギーの積極的な活用などにより、行政の日常業務から生じる温室効果ガス排出量の削減に取り組み、令和12（2030）年度までに40%削減（平成25（2013）年度比）するという目標を掲げています。
- 公共施設とその設備を更新・改修する際には、温室効果ガス排出量を削減する設計や機器選定を行うとともに、市職員は省エネを意識して公共施設とその設備を運用する必要があります。
- 環境問題は、大気、水、エネルギー、食料、廃棄物など、暮らしの全般、自然環境や生物多様性などに広く関わるものであり、環境重視のまちづくりを総合的に推進していくことが求められています。市では、「環境基本計画」を指針として、市民・事業者と公平かつ適切な役割のもとに連携・協力していくこととしています。
- 温室効果ガス排出量の削減をはじめとする環境負荷低減に向けて、市民・事業者・行政がそれぞれ担い手として協働で取り組む必要があります。

◇ 前期基本計画での主な取り組みと成果

主な取り組み内容と成果

- 住宅用設備等を導入した者に対し住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金を交付し、家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靱化を図った。
- 公共施設の照明・空調機器の更新時には、機器の高効率化により消費電力の削減に取り組んだ。
- 農村環境改善センターに電気自動車充電スタンドを設置し、電気自動車の普及に努めた。
- 基金運用におけるSDGs債への投資を通じ、気候変動対策に取り組んだ。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (令和元年度)		今回調査 (令和6年度)		差異
地球温暖化対策	2.43	23 位/46	2.28	29 位/46	▲0.15

（資料）市民アンケート調査結果（令和元年度・令和6年度実施分）

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考
市の事務事業に伴う 温室効果ガス排出量	4,201.8t-CO ₂	2,613t-CO ₂	
住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金を活用した設備設置基数	114 基 (令和 3～6 年度)	150 基	目標値は令和 8～ 12 年度の延べ基数

◇ 施策の展開

施策(1) 温室効果ガス排出量の削減

① 「地球温暖化対策実行計画」の推進

- 「地球温暖化対策実行計画」の削減目標の実現に向けた取り組みを進めます。

② 地球温暖化防止活動の情報提供

- 地球温暖化防止の推進についての市民周知と取り組み情報の提供を進め、身近でできる実践活動の啓発を進めます。

③ 「環境基本計画」の見直しと推進

- 「環境基本計画」の見直しを行い、本市の環境保全に関する総合的かつ長期的な目標と施策の方向性を定め、計画的な施策の推進を図ります。

施策(2) 省エネ取り組みの促進

① 活動団体の育成

- 「環境基本計画」の実践に向けた市民への啓発、情報提供などを担う環境保全活動団体の育成を図ります。

② 家庭や事業所などでできる環境保全の促進

- 環境・エコに関する学習活動を推進し、ごみの減量化、資源の有効活用・資源リサイクル、廃油の適正処理など環境保全への実践活動を促進します。

施策(3) 再生可能エネルギーの利用

① 再生可能エネルギー活用の普及

- 公共施設の省エネルギー対策を率先して取り組むとともに、太陽光、風力など資源循環を考慮した再生可能エネルギーの導入を検討します。
- 市民や事業者への情報提供や啓発を進め、住宅への省エネルギー設備の導入を促進します。
- 九十九里沖の洋上風力発電設備の整備に向け、千葉県、九十九里沿岸自治体及び事業者と連携を図ります。

② 既存の取り組みの展開

- 小・中学生を対象とした再生可能エネルギー・環境教育を進めます。
- 施設改修等にあわせて再生可能エネルギー等の活用を推進するとともに、経済性に配慮しつつ、公共施設の省エネルギー機器への転換を推進します。

2. 循環型社会の形成



◇ 現状と課題

- 令和6年8月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」において、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行を推進する方針が示され、従来の3Rの取り組みに加え、廃棄物や汚染を発生させないという観点が重要となっています。
- 本市では、東金市外三市町清掃組合と協力して8品目のごみ分別収集を行っています。平成21年度からはごみ処理を有料化し、ごみの減量化と再資源化・リサイクルに取り組んでおり、ごみの年間総排出量は、年次による増減はあるものの長期的には減少傾向にあります。
- 本市から排出されるごみ処理を行う東金市外三市町環境クリーンセンターは、平成10年の供用開始から20年以上が経過し、施設の老朽化や、ごみ処理技術の進展により、経済性及び安全性に優れた新システムの導入が求められており、令和2年3月に策定した「新ごみ処理施設整備基本計画」にもとづき、令和11年の新ごみ処理施設運営開始をめざして協議を進めています。
- 学校や区・自治会などによる資源ごみの回収活動、廃食用油の回収を奨励するとともに、生ごみ堆肥化装置購入への補助などを通じてリサイクル活動とごみ減量化を推進しています。
- ごみの収集については、収集時間の短縮などへの体制づくりに努めるとともに、ごみ収集カレンダーによる分別の周知徹底、ごみ集積場の適正な管理を促進していく必要があります。
- 市民、事業者に対するごみの減量化とリサイクルへの一層の推進を図り、地域が一体となって資源循環型社会の構築に向けて取り組んでいく必要があります。

◇ 前期基本計画での主な取り組みと成果

主な取り組み内容と成果

- 生ごみたい肥化装置等設置事業を実施し、ごみの減量化に取り組んだ。
- 資源再生利用促進奨励金を交付し、学校や区・自治会などによる資源ごみの回収活動を推進した。
- 製品プラスチックの回収を試行的に開始し、ごみの減量化を推進した。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (令和元年度)		今回調査 (令和 6 年度)		差異
ごみ処理	2.78	2 位/46	2.75	2 位/46	▲0.03

(資料) 市民アンケート調査結果(令和元年度・令和6年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考
家庭ごみの市民一人あたり排出量	788g/日	774g/日	「清掃組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」による本市分
可燃ごみ量 (本市排出量)	11,086 t /年	9,346 t /年	
資源化率	15.6%	16.1%	

◇ 施策の展開

施策(1) ごみ収集・処理体制の充実

① 分別排出、収集、処理の推進

- 市民にわかりやすいごみ収集カレンダーの作成や、広報紙、ホームページなどによる発信により、ごみの分別や排出マナーの向上を図るとともに、集積場の適正な設置や管理を進めます。

施策(2) 循環型社会形成の推進

① ごみ減量化の推進

- ごみの減量化を市民、事業者、行政が一体的に地域ぐるみで推進します。
- 生ごみ堆肥化装置利用の促進、購入への支援を図ります。
- レジ袋等をはじめとするプラスチックごみの削減やマイバッグ持参等の環境負荷の少ない消費行動への転換などについて、広報紙やホームページなどによる情報発信により、循環型社会への意識向上に努めます。
- 食品ロスの削減について、市内の家庭と事業者双方に対して出前講座等を通じた意識啓発に努めます。

② 資源リサイクルの推進

- 学校や自治会などによる資源ごみの回収活動を支援し、リサイクル運動の推進を図ります。
- リユース情報コーナーの活用やリサイクル活動などを促進し、地域一帯となって資源リサイクルを推進します。

③ 広域的な取り組みの推進

- ごみ処理施設については、「新ごみ処理施設整備基本計画」にもとづき東金市外三市町清掃組合をはじめ構成市町と密接に連携を図りながら計画的に整備を進めます。

3. 自然環境の再興と共生



◇ 現状と課題

- 現在の地球は、かつてないスピードで生物多様性が失われつつあり、この「マイナス」の状況から脱却するため、世界で注目されているのが「ネイチャーポジティブ（自然再興）」という考え方です。これは、これまでの自然保護活動に加え、経済、社会、政治、技術といったあらゆる分野で改善を促し、自然を豊かにしていく「プラス」の状態を目指すものです。
- わが国においても、2023年3月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2023-2030」において「2030年までにネイチャーポジティブを達成する」という目標を掲げており、個人・団体を問わず、一人ひとりが連携して自然再興に向けて取り組んでいくことが求められています。
- 本市は、丘陵から田園、海岸に至る地勢にあり、森林、里山、河川、田園、平地林、海浜などが育む多彩な自然環境を有しています。まちづくりにおいて、この自然環境を市民の生活と調和させつつ保全していく必要があります。
- 千葉県立九十九里自然公園の一部である本市の海岸では、県や自然保護指導員と連携して海浜動植物などの保護に努めていくことが必要です。
- 白里海岸を含む九十九里浜は、砂浜の侵食拡大が問題視されていることから、千葉県において九十九里浜侵食対策計画を策定し、令和2年度から30年計画で幅40メートルの砂浜を確保を目的とし、侵食の著しい箇所から対策に取り組んでいます。
- さまざまな活動団体が里山の再生、ホタルの保全活動など、身近な自然を紹介する情報発信、自然を活かした学習企画などに自主的に取り組んでおり、自然環境保全活動を支援し、環境教育などの学習機会の拡充や次世代に継承していく取り組みを活発化していくことが必要です。

◇ 前期基本計画での主な取り組みと成果

主な取り組み内容と成果

- 森林環境譲与税を活用し木製複合遊具の更新や木製品の配布を行い市民への木材利用の普及啓発を行った。
- 子ども会育成連絡協議会主催による、「大網白里市自然クラブ」を実施し、本市の子どもたちが自然と親しむ活動（学習）を行った。
- 海浜動植物の保護のため、看板設置や海水浴場期間中のパトロール巡視を実施するほか、海の家などとの連絡態勢を確保している。
- 千葉県において、九十九里浜侵食対策計画にもとづき白里海岸の汀線・深浅測量を実施した。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (令和元年度)		今回調査 (令和 6 年度)		差異
自然環境の保全と共生	2.56	13 位/46	2.56	8 位/46	±0.00

(資料) 市民アンケート調査結果 (令和元年度・令和6年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
「自然環境の保全」に満足している市民の割合	56.9%	上昇	市民アンケートで満足と回答した割合

◇ 施策の展開

施策(1) 自然環境の再興

① 環境教育・学習の推進

- 市民活動団体などと連携した市の自然や動植物生態に関する情報提供の強化、学校教育や生涯学習における体験的な環境教育、学習機会の拡充を図り、自然環境保全と管理の手法を学習する機会の創出を推進します。

② 環境保護・回復の推進

- 白里海岸のハマヒルガオ、ハマボウフウといった海浜植生や、ウミガメ、ホタルなど野生生物の保護・回復に努め、次世代に継承していくための取り組みを推進します。
- 関係団体などと連携して外来生物を防除し、在来生物の生息の確保を促進します。
- 白里海岸の侵食対策の促進について、県などの関係機関に要望します。
- 森林環境譲与税を活用した木材利用の促進・啓発及び森林整備に係る取り組みを推進します。

③ 環境保全型工法の推進

- 施設整備や道路工事などにおける動植物の生態環境と保水能力・浸透性への配慮など、環境保全型工法の導入を検討します。

施策(2) 自然との共生

① 自然共生社会の推進

- 「小中池公園再整備基本計画」にもとづき、小中池公園の魅力向上に努めるとともに、自然環境を活用した特色のある公園整備に努めます。【再掲】
- グリーンインフラの普及に向けた取り組みを推進します。
- 海浜レクリエーション機能の充実を図るとともに、海洋ごみ対策を推進し、健全な海岸の維持に努めます。

4. 生活環境の保全



◇ 現状と課題

- 開発などにより緑地が減少するなかで、本市の自然環境と調和し、身近な生活の場に潤いをもたらす緑化活動、環境美化活動の推進が必要です。
- 「花のボランティア連絡協議会」が公共施設への植栽活動を実施しているほか、有志の方々に構成する「花の団体」が各地区で活動されています。この緑化活動の支援を続けるとともに、市民の緑化に対する意識づくりを啓発し、緑化活動への参画を拡大していくことが必要です。
- 植栽活動に参加するボランティア会員が減少し、会員の負担が増加しているため、ボランティア活動の周知啓発や会員のモチベーションを向上させる取り組みが求められています。
- 環境美化については、ゴミゼロ運動の実施、ボランティア団体による清掃活動への支援に努めています。また、小・中学生を対象に環境問題に関する学習機会を提供するとともに、職場体験学習などを通して環境について考える機会を設けています。
- 身近な生活空間や公共空間の環境美化への啓発を行うとともに、環境美化への地域ぐるみの実践活動を拡大していく必要があります。
- 騒音、振動、悪臭などの公害通報に対しては、通報者と行為者の状況を調査し、必要に応じて指導などを行っています。
- ポイ捨て、愛玩動物のふんや鳴き声、悪臭などの生活型公害については、市民のモラルの問題が大きく、意識啓発による改善を求めている必要があります。
- 不法投棄監視員による監視や市民からの情報を得て、不法投棄の抑止と早期発見に努めていますが、依然として小規模な不法投棄が発生しており、不法投棄などを「させない、されない」環境づくりや、監視員の高齢化や後継者不足などへの対応が課題となっています。
- 人口減少・少子高齢化を背景として全国的に空き家が増加傾向にあり、本市においても、住宅や建物の老朽化、所有者の高齢化などに伴って空き家が増加しており、令和5年度までに実施した実態調査では、市内には726戸の空き家があることがわかっています。
- 安全面、環境面の観点から、空き家の所有者に適正な管理をするよう指導するなどの対策が必要となっています。

◇ 前期基本計画での主な取り組みと成果

主な取り組み内容と成果

- 環境美化に関する学習機会として、東金市外三市町清掃組合への社会科見学（校外学習）を実施した。
- ゴミゼロ運動を実施し、市内の美化活動を実施した。
- 環境美化看板を希望者へ配布し啓発に取り組むほか、不法投棄監視員と連携し、早期発見された不法投棄の回収を行い、再発防止に向けた活動を行った。
- 土砂等の埋立てによる土壌汚染や災害を未然に防ぐため、「再生土の埋立て規制条例」、「土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を制定した。
- 令和6年4月に「大網白里市空き家等の適切な管理に関する条例」を施行、令和7年4月に「大網白里市空き家等対策計画」を策定した。
- 関係団体等と連携し、「空き家相談会」を開催した。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (令和元年度)		今回調査 (令和6年度)		差異
緑化・環境美化	2.50	18位/46	2.61	7位/46	+0.01
生活環境の保全	2.17	37位/46	2.11	36位/46	▲0.06

(資料) 市民アンケート調査結果(令和元年度・令和6年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
花の植栽活動団体数	8 団体	9 団体	
ゴミゼロ運動の実施地区数	109 地区	109 地区	
不法投棄通報件数	52 件	42 件	減少目標
空き家バンク成立件数【延べ】	8 件	15 件	

◇ 施策の展開

施策(1) 緑化・環境美化活動の推進

① 緑化、花いっぱいの推進

- 花のボランティア連絡協議会活動を通じて潤いと安らぎのあるまちづくりを推進します。
- 各地域の花の団体による草花の植栽活動を支援し、公共空地の景観の向上とともに、地域コミュニティの維持を図ります。

② 環境美化の推進

- ゴミゼロ運動及びボランティア清掃への支援を行っていくとともに、ごみを捨てられない環境づくりを進めます。
- 観光地の美化、観光客などに対するごみの持ち帰り運動の推進に努めます。

施策(2) 公害・不法投棄対策の推進

① 監視と指導、啓発の推進

- 公害防止、ごみの不法投棄防止への啓発と監視を進めます。
- ポイ捨て、愛玩動物のふんや鳴き声、悪臭など、生活型公害防止への市民モラル向上の啓発を進めます。
- 公害苦情、不法投棄にかかる通報に対し、関係機関などと連携した迅速な調査、指導を進めます。
- 継続して不法投棄監視員を委嘱し、連携して監視体制の強化を図ります。
- 土砂等の埋立てによる土壌汚染及び災害発生の防止に努めます。

施策(3) 空き家対策の推進

① 空き家対策の推進

- 空家等対策の推進に関する特別措置法にもとづき、空き家対策についての取り組みを強化するとともに、空き家バンク制度により空き家の利活用等を推進します。
- 「大網白里市空家等対策計画」にもとづき、空家等対策協議会などと連携しながら、空き家の発生抑制や管理不全空家等の解消に向けた取り組みを推進します。